

米 FRB による外銀等に対する強化された健全性基準等に係る市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、米 FRB による外銀等に対する強化された健全性基準等に係る市中協議文書に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントが米国当局におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

はじめに

本規則は、SIFIs規制、バーゼルⅢ規制など金融危機の再発防止に向けた国際的な取り組みとの矛盾や不整合が生じないかたちで定められるべきである。米国がこのようなルールを導入することで、他国においても同様の外国銀行規制ルールを導入する動きが広がれば、結果的に各国でそれぞれ異なる資本その他の規制が適用されることになり、国際的に合意されたルールの意義が薄れるとともに、国際的に活動する銀行のコストの増加やビジネス上の制約につながる懸念される。

例えば、今回提案されている早期是正措置に関するルールを見ても、発動のトリガーが外国銀行のグローバル連結ベースで設定されているものがあり、とりわけレベル2トリガーおよびレベル3トリガーは、自己資本比率やレバレッジ比率がバーゼルⅢの最低基準を超える水準を要求するものとなっている。仮に米国でトリガーに抵触した場合、そのことが当該外国銀行全体の危機を示唆するものと捉えられかねないことを考えれば、実質的には米国基準が国際基準に取って代わる状況が生まれるおそれがある。したがって、国際的な規制や各国規制との整合性を考慮し、米国独自の基準が国境を越えて強制されることのないように十分な配慮を望みたい。

IHCの設置義務化についても、1つの組織形態を一律に強制することは、銀行毎のビジネスモデルの多様性やリスクの度合いなどへの配慮を欠いた過度な規制といわざるを得ない。外国銀行に対する規制は、ホーム国の規制や当局の監督を一定程度尊重した上で課されるべきであり、米国内の業務のみを見て米銀と同様の規制を一律に課すべきではない。

また、本規則は、後でも述べるとおり、米国内にリテール預金を有していない外国銀行に対して流動性規制等を課すことによって米国銀行との競争上のイコールフットイングを阻害するおそれがある。

このように、本規制案は、その対象および適用範囲の広さから、外国銀行のビジネスや組織体制のあり方、収益等に重大な影響をもたらすと考えられる。米国一国の規制強化が国際的に合意されたルールの有効性を損ない、ひいては規制の分断化につながり、金融システム全体の安定が脅かされることのないよう、以下で述べるポイントを中心に、慎重な検討を望みたい。

国際規制との整合性

本規制案の自己資本規制、流動性規制や大口与信規制等につき、計測手法や流動資産の定義や報告要件等が、BCBS等の国際合意と異なる場合、国際的に合意されたルールの意義がな

いがしろとなるおそれがある。加えて、財務戦略の再構築やシステム開発といった管理体制の構築等、米国向けに別途の対応が必要となる。このような事態を避けるため、本規制案の内容および導入スケジュールを、既往の国際規制(BCBS等)と整合的な内容とすべきである。

米銀との競争上のイコール・フットイングに関する問題点

米銀は、銀行持株会社が保有する厚い資本をベースに、ブローカーディーラーも含めた資本規制・レバレッジ規制を充足することができる。これに対し、外銀は別途、米国内のブローカーディーラーに対し資本配賦をする必要があり、明らかにコスト面で不利である。

また、米銀は、米国内に保有するリテール預金をベースに、必要となる支払準備資産を確保することができる。一方、外銀は、米国内で独立して支払準備資産を確保する必要があり、本国におけるリテール預金を原資とする流動性プールを活用することが難しい。規制案では、支払準備資産を増加させることは意図していないと記載されているが、本国における潤沢な流動性を米国オペレーションの支払準備資産として活用できないことにより、支払準備資産の増加につながるおそれが高い。

破綻処理の国際的な協調

FSBLレベルで進められている、SIFIsの破綻処理に関する協調的取組みから離れることを懸念。本規制案を嚆矢として、同様の外国銀行に対する規制を他国が導入することに繋がり、結果的に各国において流動性資産・資本を保持することが求められる等、国際的に活動する銀行のコストが著しく増大するおそれがある。

外国銀行は、グループ全体に対しバーゼルⅢに基づく母国の健全性規制が母国で課されている。相対での当局間協議を前提として、Substituted Compliance等、二重規制を極小化するための枠組みを検討すべきである。

また、先日公表されたFDIC/BOE共同文書によると、外銀母国当局が最終的な責任を有して破綻処理を行うことが提案されている一方、今回の提案では、米国内で独立して資本・支払準備資産を保有することが求められており、破綻処理制度整備の協調態勢とどのように整合させていくのか、不明確である。

流動性に関する米国業務群と本国との関係

リーマンショック後に邦銀の米国支店も流動性の喪失を経験したが、本店から効果的に流動性補完により対応した経緯がある。その際にホーム国当局が、米国支店に対する流動性支援に関して明示的に制約を課したことはなかったと認識。今次提案のように極端な事例のみを前提として、中間持株会社の設立や支店に対する規制を一律に強化することは、外国銀行に過度な負担を課すことになる。本来は親会社の財務安定性や米国規制当局と本国規制当局との間の協調体制構築度合い等に応じ、異なる取り扱いが検討されるべきである。

なお、英国FSAの流動性規制等を例として参照されているが、FSA規制でも親会社の安定性に応じて例外を認めており、すべての外銀に対し英国内での支払準備資産確保を求めているわけではない。

米国債の流動性に与える影響

米国で大規模に業務を営む日本の銀行に関しては、IHCに含まれる子会社のうちブローカーディーラーの資産規模が大きい場合がある。邦銀のブローカーディーラーの資産規模が大きくなる一因は、プライマリーディーラーとして米国債の消化を支援しており、投資家に対しレポ取引を通じて流動性を供給していることがあげられる。加えて、日本の投資家による米国債購入に対してもレポ取引を通じて流動性を供給している。IHC設立義務を課し、IHCに対しレバレッジ比率規制等を課すことは、かかるレポ取引の縮小に繋がる可能性が高い。米国債消化という側面でも米国にとってもネガティブに働く可能性がある。

ドッド・フランク法 Section 165

ドッド・フランク法 Section 165において、外国銀行に対する健全性規制については、本国における同等の規制の存在を勘案することが要請されている。資本規制や流動性規制などにつき、本国において、国際合意に基づいた連結ベースの規制が課されている場合、規制の重複となるおそれがある。いたずらに規制遵守に関するコストが増大することをさけるべく、本国において規制が存在する場合、米国において同様の規制を課すべきではない。

早期是正措置について

トリガー抵触の影響自体は米国内に限定されるが、トリガーにはグローバル連結ベースで適用されるものがあり、間接的に域外適用が課される懸念がある。特にレベル2トリガーおよびレベル3トリガーは、連結ベースの自己資本比率やレバレッジ比率がバーゼル最低基準を超える水準であることを求めるものであり、資本保全バッファの国際合意としての意味をなくし、事実上、米国基準の強制につながるおそれがある。また、ストレストリガーなどは、当該行に対する当局の介入や当該行の健全性に対する市場の懸念等を招き得るにも関わらず、当局の裁量が過度に広い。早期是正措置のトリガーを再検討すべきである。

II. 提案の概要

(各論)

Q4: What challenges are associated with the proposed phase-in schedule?

IHCの設立、資本関係の整備を含む組織改編、ガバナンスの整備、システム開発を含む管理体制の構築等を踏まえると、2015年7月導入という現行スケジュール案では本規制への対応に十分な時間を確保できない虞が極めて高い。十分な移行期間を確保すべく、適用時期(2015年7月)の延期・段階的導入を検討すべきである。

Q5: What other considerations should the Board address in developing any phase-in of the proposed requirements?

導入スケジュールについては、「はじめに」に記載のとおり、国際的な規制の導入スケジュールと整合性を取るべきである。

III. IHC設置に係る要件

(総論)

米国の金融市場に対する影響に鑑みれば、100億ドル以上という設立基準の妥当性を明らかにして頂きたい。

米国債等流動性の高い証券を担保としたレポ取引等実質的にリスクが限定的な取引の残高について資産規模の算定にあたり除外を認めるなど、当該閾値設定の妥当性については追加的な検証を求めたい。

(各論)

Q9: Is the definition of U.S. subsidiary appropriate for purposes of determining which entities should be held under the U.S. IHC?

IHC傘下の米国内子会社の米国外子会社がIHC傘下に置かれ、当該子会社(外銀の孫会社)が米国および所在国双方の規制対象となることを懸念するため、IHC傘下に集約される米国内子会社の海外子会社(外銀の孫会社)については、IHC傘下としつつも米国の規制適用の対象外とすべきである。

Q10: Should the Board consider exempting any other categories of companies from the requirement to be held under the U.S. IHC, such as controlling investments in U.S. subsidiaries made by foreign investment vehicles that make a majority of their investments outside of the United States, and if so, which categories of companies?

以下の一定要件を満たす子会社についてはIHC傘下からの適用除外を認めるべきである。

- ・ 規模が極小な会社については、関係者からの同意取得やIHC傘下となることによる管理の煩雑性など、コストがIHC傘下におくメリットを上回るため、適用除外を認めるべきである。
- ・ 実質支配権がない場合、IHC傘下としてもガバナンス向上が見込みにくいこともあり、コストに見合うメリットを見込めない可能性があるため、25%以上保有した場合でも他に自社より保有比率が高い株主がいる会社(実質支配権がない)についても適用除外を認めるべきである。
- ・ 間接保有する持分に関しても、IHCへの移転が求められる場合、組織再編が複雑化するため、外銀が持分を25%以上保有する米国外子会社が米国内に子会社を保有する場合(=間接保有)、当該米国内子会社についてはIHC傘下の対象外とすべきである。
- ・ 非金融子会社(金融業務に従事しない子会社)を自己資本規制や流動性規制の対象に含めることは合理的ではないため、対象外とすべきである。
- ・ CP発行子会社、ABCपीークル等実質的に支店の調達を担っている子会社は、支店と一体運営されていること、ストレステスト等流動性リスク管理の観点からも支店のリスク運営に含まれていることを勘案し、適用除外とすべきである。

Q11: What, if any, tax consequences, international or otherwise, could present challenges to a FBO seeking to (1) reorganize its U.S. subsidiaries under a U.S. IHC and (2) operate on an ongoing basis in the United States through a U.S. IHC that meets the corporate form requirements described in the proposal?

IHC傘下に子会社を移す際の会計、税務等の取扱いについては、通常対比簡易なものとしていただけよう、税務当局等との調整をお願いしたい。

また、IHC外からIHC傘下の子会社に対してマイノリティ出資を行う際の税務上の取扱いも明確化していただきたい。IHCストラクチャー構築後における、米国の連結納税制度(80%以上の出資で税務上連結対象)の適用可否についても同時に考慮して頂きたい。

Q12: What other costs would be associated with forming a U.S. IHC? Please be specific and describe accounting or other operating costs.

合併、資産・負債の移転等の連結化プロセスにつき、現在の規制案では詳細不明。IHCに係る連結化の実施においては、必要に応じて、連邦準備銀行法(FRA) Section 23A等のWaiverを含めた、柔軟な措置を許容すべきである。

(その他)

III. B. IHC Requirements for FBO with combined U.S. Assets of \$10 billion or more (P.43) IHC複数設立について

NPRでは、複数のIHC設立を例外的に許容することが示唆されているが、その具体的な条件・基準を明示すべきである。なお、銀行、証券など経営戦略が異なる子会社を管理し易くするため、別々のIHCを設立できる選択肢、自由度を担保すべきである。

III. Applicable standards and supervision (P.46) Reporting Requirement

IHCに傘下子会社の各種経営管理情報を集約するため、MISの構築や、他の規制内容の遵守も含め、IHC内に管理機能としての組織手当てが必要。米国オペレーション全体でのリスク管理態勢の構築、大規模なシステム開発を要するため、報告に関する移行期間措置や一定期間の報告内容軽減を検討すべきである。

IV. リスクベース資本要件とレバレッジ制限

(総論)

「はじめに」に記載のとおり、本規制案の自己資本規制・レバレッジ比率規制を既往の国際規制(BCBS等)と統合的な内容とすべきである。なお、BCBS国際合意では、本規制が発効される予定の2015年には既にバーゼルⅢベースのレバレッジ比率が開示されており、別途、現行US基準のレバレッジ比率の算定は不要と考える。

加えて、デリバティブ規制の資本規制案(CFTC案)は、みなしBHC傘下のスワップディーラーに対して最も厳しい資本規制が課されることとなっており、今回IHC傘下となることで、二重規制を排除し、適正な資本規制を適用すべきである。IHC傘下のスワップディーラーは、ドッド・フランクリン法デリバティブ規制の資本規制案(CFTC案)におけるBHC傘下のノンバンクと同様の取り扱いとし、BHCと同様の資本規制とすべきである。

(各論)

Q18: What concerns, if any, are raised by the proposed requirement that a FBO calculate

regulatory capital ratios in accordance with home country rules that are consistent with the Basel Accord, as amended from time to time? How might the Federal Reserve refine the proposed requirement to address those concerns?

母国当局の健全性規制が米国基準と同水準であることの認定基準が明らかではないが、効率性の観点から、個別行が疎明するのではなく、バーゼルⅢへの準拠を確認するバーゼル委のアセスメント結果の活用を許容、もしくは母国当局との間で調整すべきと考える。

また、国際合意において各国裁量が認められている項目については、当該項目の存在をもって、整合性が取られていないと整理されることがないようにすべきである。

加えて、中間持株会社の設立が義務付けられた場合に、IRBや内部モデルの使用について米当局の承認が改めて必要ということになれば、手続上の負荷が大きい。本邦自己資本比率規制もバーゼルⅢに準拠しており、改めて米国当局に承認を求める必要はないと考えられるため、IRBや内部モデルについて、バーゼルⅢベースの本邦当局の承認をもって使用を許容すべきである。

Q19: Should the Board require a FBO to meet the current minimum U.S. leverage ratio of 4 percent on a consolidated basis in advance of the 2018 implementation of the international leverage ratio? Why or why not?

前述のとおり、FBOは、子会社のブローカーディーラーを通じて、自国の投資家の米国債投資、およびそのファンディングの重要なサービスを提供し、米国債の流動性供給に重要な役割を担っているケースもある。この際、FBOは米国債レポ取引により、実質的にリスクフリーであるにもかかわらず、バランスシートが膨らむこととなる。FBOのレバレッジ比率算出にあたっては、米国債レポ取引を対象外とすべきである。

V. 流動性要件

(各論)

Q20: Is the Board's approach to enhanced liquidity standards for FBOs with significant U.S. operations appropriate? Why or why not?

以下の二点の理由から、FRBが提案するU.S. Operationsレベル、IHCLレベルでの流動性リスク管理を新たに導入すべきではない。国際的に活動する銀行に対する流動性リスクに対しては、以下の理由からまずは母国当局による監督を基本とし、SIFIsに対しては、それに加えてCrisis Management Groupの枠組みの活用を検討すべきである。

- ① 2008年9月25日にバーゼル委員会が公表した"Principles for Sound Liquidity Risk Management and Supervision"を踏まえた流動性リスク管理の高度化や、バーゼルⅢの流動性規制をはじめとする国際的な規制の枠組みの整備が行われてきていること。とりわけSIFIsに対しては母国当局を議長とし関係国の当局も参加するCrisis Management Groupという再建・破綻処理に関する国際協調の枠組みが整備されたこと。
- ② 米ドル等の主要な通貨の資金繰りはグローバルベースにて行われることが通常であること。

具体的には、本提案には主に以下の三点の問題がある。

第一に、FBOレベルで厳格な流動性リスク管理が求められているなか、IHCと米国支店で分離した資金繰り管理を強いるのは、過剰な規制である。FBOレベルでの資金繰り管理を柔軟かつ機動的に行うために、支店とIHC、IHC傘下関係会社間の資金融通を制約なく認めるべきである。

第二に、一般的に、米国に大きなアセットを保有する状況で、親会社・本店の米国ビジネスに対するコミットが突然撤回されるのはレピュテーショナルの観点から想定できない。したがって、本国で十分な余剰資金があり、かつ米支店をサポートする意思を表明した場合には、独立した米国内支払準備資産の保有を求めるべきではない。また、仮に米国内支払準備資産の保有を求める場合には、内部キャッシュフローにストレスをかけるべきではない。

第三に、現在は、例えば米国子銀行からグループ内の他社への資金還流はReg Wにより事実上禁じられているため、流動性バッファを資金化したあとの資金が効率的に使用できず、結果として、外銀は全体として求められるliquidity requirementを増加させる必要性に迫られる。これはグローバルベースでの管理が許容される米銀との比較において外銀が不利な扱いとなっているうえに、全体として外銀のliquidity requirementが増加しないとする本提案の記載と矛盾することを勘案すると、仮に米国内支払準備資産の保有を求める場合には、Reg Wの改訂を行うべきである。

Q22: The Dodd-Frank Act contemplates additional enhanced prudential standards, including a limit on short-term debt. Should the Board adopt a short-term debt limit in addition to, or in place of, the Basel III liquidity requirements in the future? Why or why not?

Basel IIIのNSFRでは、Short term debtの減少はRatioの改善に寄与するとは限らず、調達サイドだけでなく、運用サイドも考慮の上、間接的にdebtの長短比率を規制する内容となっている。ダブルスタンダードとなるため、Basel III liquidity requirementsに加えてshort term debt limitを採用すべきではない。

Q23: Should FBOs with a large U.S. presence be required to provide cash flow statements for all activities they conduct in U.S. dollars, whether or not through the U.S. operations? Why or why not?

金融ストレス下において米国の金融システムに直接影響を与えるのは、米国から米国外への回金であり、ネット回金額を把握することにより、米国金融システムへの影響は把握可能。また、米ドル建てのglobal consolidated cash flowsを定期的に報告するためには、相応のシステム開発が必要となるため、米国における資産が500億米ドルを超える外国金融機関に、米ドル建てのglobal consolidated cash flowsを報告させるのではなく、米国から米国外へのネットの米ドル回金額の報告することで十分と思われる。特に、米国外拠点が保有する米国債を活用したレポ取引と紐付いている回金については、回金目的が明確であることから考慮に含めるべきでないと思われる。

また、ストレス時の米国オペレーションへの影響を懸念するのであれば、各銀行で実施しているグローバルな流動性リスク管理(ストレステスト・CFPなど)の妥当性が判断できれば十分と思

料。母国当局がその妥当性を定期検査で認めていることで代用可能である。

なお、グローバルベースのUSD資金繰り報告を求める場合、算出手法の簡便化や報告頻度・報告期間について作業負荷を十分に考慮したものにすべきである。

Q24: What challenges will FBOs face in formulating and implementing liquidity stress testing described in the proposed rule? What changes, if any, should be made to the proposed liquidity stress testing requirements (including the stress scenario requirements) to ensure that analyses of the stress testing will provide useful information for the management of a company's liquidity risk? What alternatives to the proposed liquidity stress testing requirements, including the stress scenario requirements, should the Board consider? What additional parameters for the liquidity stress tests should the Board consider defining?

Q20、Q23に記述のとおり、流動性ストレステストは母国当局により妥当と判断される限り、グローバルベースの実施で十分であり、また、ストレステスト要件の項でも後述するとおり、特にSIFIsに関しては再建・破綻処理計画という国際的な枠組の中で流動性ストレステストが実施されるため、米国当局としてもまずはその枠組を通じて必要な監督上の対応を講じるべきというのがわれわれの考えである。その上で提案されているルールそのものについて言えば、米国オペレーション一体の管理・運営が行われている場合、IHCや米国支店網を区分したストレス・テストは実施困難である。

また、本邦当局が制定するグローバルベースのストレステストを四半期ベースで実施し、米国業務に関する影響等についても分析した上でFRBへ報告することについても追加的負荷が大きい。金融機関の作業負荷を考慮し、報告までの期間を十分確保すべきである。なお、報告までの期間は、母国休日を考慮に入れた設定とすべきである。

加えて、“liquidity buffer”を算出するための“external stressed cash flow need”は§ 252.226で求められる“stress test”に沿って算出されると記載されているため、“reasonable assumption”を基にした“cash flow projection”をベースに算出するとの認識であるが、一方で、解釈文78頁に“external stressed cash flow need”は“must pay”ベースで受払いの差と記載されていることについては、誤解を避けるため“the future behavior of assets”を含んだ“reasonable assumptions”をベースにストレスをかけた受払いの差額であることを明記すべきである。

Q25: The Board requests feedback on the proposed approach to intragroup flows as well as the described alternatives. What are the advantages and disadvantages of the alternatives versus the treatment in the proposal? Are there additional alternative approaches to intracompany cash flows that the Board should consider? Provide detailed answers and supporting data where available."

内部取引については、ストレスをかけるべきではない。Q20に記載のとおり、一般的に、米国に大きなアセットを保有する状況で、親会社の米国ビジネスに対するコミットが突然撤回されるのはレピュテーションの観点から想定できず、支店は必要となる米国内支払準備資産について、本店から内部調達に依存することが予想される。規制案では内部取引のキャッシュフローのストレスのかけ方につき、複数の案が提示されているが、いずれも現実的ではない。本国で実施してい

るストレステストの結果、本国で十分な余剰資金があり、かつ米支店をサポートする意思を表明した場合には、内部キャッシュフローへのストレス負荷を不要とすべきである。具体的には、グローバルなストレステストが適切に行われており、ストレス時の対応策がとられている、そしてサポートする意思を表明している限り、Internal Sourceを100%認めるべきである。

Q26: Should U.S. branch and agency networks be required to cover net internal stressed cash flow needs for days 15 to 30 of the required stress scenario within the United States? Should U.S. branch and agency networks be required to hold the entire 30-day liquidity buffer in the United States?

Q20に記載のとおり、米国の支店・Agencyは期間15日から30日のinternal stressed cash flow needsを米国内でカバーする必要はなく、また期間30日の流動性バッファを必ずしも米国内で保有する必要はない。

Q27: The Board requests comment on all aspects of the proposed definitions of highly liquid assets and unencumbered. What, if any, other assets should be specifically listed in the definition of highly liquid assets? Why should these other assets be included? Are the criteria for identifying additional assets for inclusion in the definition of highly liquid assets appropriate? If not, how and why should the Board revise the criteria?

現状の規制案では、日本国債や欧州各国債券などバーゼル規制上のHQLAが当然には流動資産とは見なされず、市場流動性等の説明が必要とされている。これにより、米国規制向けに別途流動資産の手当て(別管理)が必要となるおそれがある。そうした事態を避けるため、適格流動資産と認められるアセットについて、バーゼル規制でHQLAとされる資産は別途の説明なく流動資産と認められるべきである。加えて、レポ調達した証券やDiscount Windowの担保として使用できるアセットも適格流動資産として認めるべきである。また、流動資産の保有方法について、"in US"という概念が記載されているが、こちらも同様に適格流動性資産であれば、保有地に関わらずバッファアセットとして認めるべきである。

Q28: Should the Board require matching of liquidity risk and the liquidity buffer at the individual branch level rather than allowing the firm to consolidate across U.S. branch and agency networks? Why or why not?

支店・Agency単位で流動性リスクと流動性バッファのMatchingを行う場合、流動性バッファの保有が非効率となる可能性もある。また、米国の支店・Agencyの資金繰りを一括して実施している場合もあるため、流動性リスクの把握およびこれに対応する流動性バッファのMatchingは資金繰りの実態にあわせて合算ベースで実施すべきである。

Q30: In what circumstances should the cash portion of the liquidity buffer be permitted to be held in a currency other than U.S. dollars?

過去の金融ストレス時においても、通貨スワップ・為替フォワード市場は一定程度機能したことから、金融ストレス時に想定される市場流動性の範囲内で、他通貨から米ドルへの転換が可能とみなすことは合理的であるため、通貨スワップ・為替フォワードのマーケットが機能すると判断

される場合には、一定割合については米ドル以外の通貨も流動性バッファとして許容すべきである。

少なくとも米国外で保有する流動性バッファ分については認めるべきである(本来、米国外で保有する流動性バッファについては保有地の通貨建てとなっているため)。また、Contingency Funding Planとの整合性から、D.W.担保として活用可能な状態にある資産については、米国内保有として他通貨も認めるべきである。

Q31: Should the Board provide more clarity around when the liquidity buffer would be allowed to be used to meet liquidity needs during times of stress? What standards would be appropriate for usage of the liquidity buffer?

IHCとして流動性バッファ確保が求められており、ストレス時における相互補完を前提としていると考えられることから、現状の資金融通を制限する規制を緩和し、ストレス状況における流動性バッファの利用を許容すべきである。

なお、本件についてはバーゼルⅢにおける今後の議論と整合性をとるべきである。

Q33: Should FBOs with a large U.S. presence be required to establish and maintain limits on other potential sources of liquidity risk in addition to the specific sources listed in the proposed rule? If so, identify these additional sources of liquidity risk.

資金調達構造は各行ごとに異なるため、FRBが列挙するような項目をすべて満たす極度設定を行うことは実務にそぐわないことに加え、効率的な調達を阻害する虞もある。調達に係る各行の極度体系は、検査・監督を通じ母国当局による確認を受けていることから、追加的な規制は回避すべきである。

Q34: The Board requests comment on all aspects of the proposed rule. Specifically, what aspects of the proposed rule present implementation challenges and why? What alternative approaches to liquidity risk management should the Board consider? Are the liquidity management requirements of this proposal too specific or too narrowly defined? If, so explain how. Responses should be detailed as to the nature and effect of these challenges and should address whether the Board should consider implementing transitional arrangements in the proposal to address these challenges.

実際の資金繰りオペレーションは各社ベースで対応している場合が多いので、IHC傘下各社の情報を集約し、米国業務全体に係る日中流動性をモニタリングすることの負荷は高くなる。したがって、日中流動性のモニタリングは個社ベースでの実施を要望する。

また、米国内での銀行活動における日中流動性のモニタリングの対象は、米ドルのみとして頂きたい。なお、コルレス先(決済制度直接参加行)を通じて決済を行っている場合には、コルレス先からの情報開示が無ければ日中流動性のモニタリングは不可能。それゆえ、決済制度直接参加行に対して情報開示を義務付けるなど、必要な措置を講じるべきである。

日中流動性リスクについてリアルタイムでのモニタリングが求められる場合には、システム対応が必要となるため、相応の準備期間を設けるべきである。

(その他)

V. Independent Review (P.67)

資金流動性リスクのみ、他のリスク等と別構成の組織でチェックすべき理由は見当たらない。他の監査と同様に独立した内部監査部署で実施することで十分であることを確認させて頂きたい。

V. Contingency Funding Plan (P.87)

FRBディスカウントウインドウやFHLBファシリティーなどについて、使用可能額全額をContingency Funding Planとして算入できるようにすべきである。

VI. シングルカウンターパーティー・クレジットリミット

(各論)

Q35: What challenges would a FBO face in implementing the requirement that all subsidiaries of the U.S. IHC and any part of the combined U.S. operations are subject to the proposed single-counterparty credit limit?

二重管理を避けるため、現在、バーゼル銀行監督委員会において検討されている大口与信規制と整合性を取るべきである。

対象となるエクスポージャーの範囲が、IHCが保有するエクスポージャーに支店が保有するエクスポージャーを合算したものとなっている。しかし、デリバティブのようにネットリング契約と担保を活用してグローバルでエクスポージャーを管理している商品について、支店のエクスポージャーのみを取り出すことはリスク管理等の観点から合理性がないうえに困難である。

Single-Counterparty Credit LimitにおけるCounterpartyの合算ルールについて、controlledの基準として、25%以上の議決権または株式を保有している場合を挙げているが、この条件は削除していただきたい。また、複数の親企業が夫々25%以上を保有している子企業にエクスポージャーがあった場合、複数の親企業に重複して合算することになるのか、取扱いが不明確である。

日次(daily basis)での遵守状況確認が求められているが、米国オペレーション全体を対象とする大口与信上限規制が導入されることになるため、異なるエンティティに跨るエクスポージャー管理が必要となる。また、担保考慮も必要となる。実務上の負担に配慮する観点から月次ベースとすべきである。

対象子会社のエクスポージャーのデータの収集・集計作業から重要でない子会社は削除すべきである。

現状で上限値(25%)をすでに超過している場合、増資等の対策に時間を要するため、例外措置、あるいは対応のための一定の猶予期間等の枠組みを検討すべきである。

Q36: Because a FBO may have strong incentives to provide support in times of distress to certain U.S.-based funds or vehicles that it sponsors or advises, the Board seeks comment on whether such funds or vehicles should be included as part of the U.S. IHC or the combined U.S. operations of the FBO for purposes of this rule.

傘下の投資顧問会社が一任運用するファンドにおける取引(損益が自らに帰属するもの以外)については、リスクがファンド自体に帰属する事から、算入しない事が合理的であるため、「コントロール」の概念を明確化し、ファンド運用にディスクレッションをもち、且つ損益が自らに帰属するもの以外は含めないことを明確にして頂きたい。

Q39: What additional credit exposures to foreign sovereign entities should be exempted from the limitations of the proposed rule?

GSE (Government Sponsored Entities)も海外ソブリンエンティティとして取り扱うべきである。

Q45: Should the list of eligible collateral be broadened or narrowed? Should a covered entity be able to use its own internal estimates for collateral haircuts as permitted under Appendix G to Regulation Y?

上場株式であれば、市場性は高く、掛け目さえ考慮すれば十分適格な担保と考えられる。各国国債を担保から排除し、母国国債と米国債しか認めない場合は、外国銀行の米国レポ・レンディング市場への参加を不利とし、ひいては市場に歪みを生じさせかねないものと考えられる。各国国債(日米以外の国債)・事業債・株式を担保とするレポ・レンディング取引のエクスポージャーの扱いが不利となるのを避けるため、適格担保として、市場性のある各国国債・事業債・株式(ただし掛け目は考慮)を認めるべきである。

Q46: Is recognizing the fluctuations in the value of eligible collateral appropriate?

たとえ日次でエクスポージャー管理を行う場合でも、担保掛け目を保守的にすれば、担保評価の頻度を落としても大きな問題は生じないと考えられる。仮に日次でエクスポージャー管理が求められる場合、ネットینگ対象の担保等の時価評価については、保守的な方法をとる限り、時価評価の頻度を下げるべきである

Q56: Would additional exemptions for FBOs be appropriate? Why or why not?

CCPについて取扱い方法を明確化して頂きたい。CCPをカウンターパーティーとして見做す場合、規制案に規定している上限を超える可能性がある。CCPをカウンターパーティーとして見做す場合、上限値の緩和を検討すべきである。

VII. リスク管理およびリスク委員会に係る要件

(各論)

Q59: As an alternative to the proposed U.S. risk committee requirement, should the Board consider requiring each FBO with combined U.S. assets of \$50 billion or more to establish a risk management function solely in the United States, rather than permitting the U.S. risk management function to be located in the company's home office? Why or why not? If so, how should such a function be structured?

IHCの監督が米国支店に委ねられ、米国においてリスク管理が行われる場合、IHC内設置に代わって、米国支店がIHC等に対して必要な権限を有していることを条件に、米国支店にリスク

委員会を設置すること(IHC取締役も参加)を許容すべきである。

Q70: Should the Board consider specifying by regulation the minimum qualifications, including educational attainment and professional experience, for a U.S. chief risk officer?

CROの選任については各行の判断に委ねるべきであり、教育や経験など過度な最低要件を定めるべきではない。

(その他)

VII. Responsibilities of the U.S. risk committee (P.122) リスク管理委員会の権限の明確化

米国内支店と、IHC傘下の子会社各々におけるリスク管理委員会の関係整理に必要であることから、リスク委員会の権限の明確化(含む、要件にある「経営と報酬体系の目標コントロール」として求められる具体的要件、およびリスクカテゴリー毎の管理対象要件明確化)して頂きたい。

VIII. ストレストテスト要件

(総論)

バーゼルⅢベースの自己資本比率規制、流動性規制や母国当局による監督を通じて健全性については十分担保されている。更に外銀に対してストレステストを米国基準と同水準で行うことについては重複感がある上、母国当局が求める以上の対応を米当局が求めることとなりかねず、域外適用の問題がある。バーゼルⅢベースの健全性規制に服している国については母国当局のストレステストを米国基準と同水準として認めるべきである。

また、特にSIFIsに関しては、関係国の当局で構成されるCrisis Management Groupによる監視体制のもとで再建・破綻処理計画が作成されている。したがって、まずはそこで実施されるストレステストを通じて必要な監督上の対応を講じるべきであり、外国銀行の総資産規模だけを基準に米国独自の追加的な要件や情報提出を求めるべきではない。

(各論)

Q74: Should the Board consider conducting supervisory loss estimates on the U.S. branch and agency networks of large FBOs by requiring U.S. branches and agencies to submit data similar to that required to be submitted by U.S. bank holding companies with total consolidated assets of \$50 billion or more on the FR Y-14? Alternatively, should the Board consider requiring FBOs to conduct internal stress tests on their U.S. branch and agency networks?

ストレステストは銀行の自己資本と関連付けられた場合のみ有効であることから、支店のストレステストは義務づけるべきではない。

Q75: Should the Board consider alternative asset maintenance requirements, including definitions of eligible assets or liabilities under cover or the percentage?

州当局は、各支店の破綻時の影響を把握できる立場におり、破綻時において破綻処理にあたる権限・義務を保有している。各支店はその登録している州において適格資産の保有を義務付

けられており、当該規制で十分だと考える。

(その他)

VIII. B. Stress Test Requirements for U.S. Intermediate Holding Companies

U.S. intermediate holding companies with total consolidated assets of \$50 billion or more (P.134) Regulatory Report

IHCは母国金融機関グループの子会社(非公開)であり、公開会社である米国金融機関グループに比して、限定的な開示とすべき

VIII. C. Stress Test Requirements for Foreign Banking Organizations with Combined U.S. Assets of \$50 Billion or More (P.135) 取締役会のガバナンス・統制

母国当局によるストレステストの枠組みについて取締役会等によるガバナンス・統制が求められているが、具体的に要件が示されていない。要件を明確化して頂きたい。

VIII. Information requirements for foreign banking organizations with combined U.S. assets of \$50 billion or more (P.136) 必須情報

現状のCCARで提出しているFRY-14Aレベルの情報をFedが想定している場合など内容次第では、(体制面も含め抜本的な対策が必要となる。Fed宛提出情報である「財務・資本状況の推移予測」および「計画対象期間における財務・資本状態についての詳細な説明」の具体化・例示をあげて頂きたい。特に詳細のレベルについて説明をして頂きたい。

VIII. Information requirements for foreign banking organizations with combined U.S. assets of \$50 billion or more (P.136) 報告期限

提出期限の1月5日は12月決算の米銀を想定したスケジュール(CCARの提出期限は1月5日)であり、3月決算が銀行法で定められている邦銀の場合は実務上の運用が極めて困難。各年度の業務計画(或いは中期経営計画)を踏まえ、それに対するストレスの影響を判断するという立て付けを踏まえると、本邦決算期に合わせた提出期限の変更は必須。母国法規制上12月末以外の決算期が定められているFBOに対しては、提出期限を年度末から5日以内とすることを許容すべきである。

IX. 負債資本比率制限

(総論)

事実上の資本持込要請と同じであり、これが米当局の裁量により発動されるのは、各国間のレシプロの問題を生じ得る。資本に対する規制は、本体に対する「資本規制」に一本化すべきである。

また、仮に導入される場合も、別管理を避けるため、バーゼルⅢベースのレバレッジ比率規制を尊重するかたちで制度設計すべきである。

なお、この発動は、他市場での運用資産のための米市場でのドル資金の調達を制約するため、結果的に破綻にむけたトリガーになり得る。母国当局との連携なしに発動されるべきものではな

く、適用については、母国当局と協議の上行うべきである。

X. 早期是正措置

(総論)

トリガー抵触の影響自体は米国内に限定されるが、トリガーにはグローバル連結ベースで適用されるものがあり、間接的に域外適用が課される懸念があることについて留意する必要がある。特にレベル2トリガーおよびレベル3トリガーは、連結ベースの自己資本比率やレバレッジ比率がバーゼル最低基準以上であることを求めるものであり、資本保全バッファの国際合意としての意味をなくし、事実上、米国基準の強制につながるおそれがある。

当該行の破綻にむけたトリガーになり得るため、母国当局との連携なしに発動されるべきものではなく、早期是正措置発動の場合、母国当局と連携する枠組みを整備すべきである。

(各論)

Q84: The Board seeks comment on the proposed risk-based capital and leverage triggers. What is the appropriate level within the proposed ranges above and below minimum requirements that should be established for the triggers in a final rule? Provide support for your answer.

早期是正措置におけるレバレッジ比率のトリガーを削除して頂きたい。レバレッジ比率規制は現行の自己資本規制においては導入されておらず、バーゼルⅢにおける扱いも未確定であるため、外銀本体を対象とする早期是正措置のトリガーからは外すべきである。また、自己資本比率のトリガーについても水準を母国規制と同一にすべきである。

FBOの自己資本比率の要件とされている「最低資本要件」とは資本保全バッファやG-SIFIsサーチャージを含むものか。仮に資本保全バッファやG-SIFIsサーチャージを含むとすると、資本保全バッファやG-SIFIsサーチャージの国際合意としての意味を無くすことになる。

Q87: What additional factors should the Board consider when incorporating stress test results into the early remediation framework for FBOs? What alternative forward looking triggers should the Board consider in addition to or in lieu of stress test triggers?

たとえマクロのシナリオが共通であっても、モデル・感応度等における恣意性が入る可能性があり、公的介入のトリガーの1つとして位置付けることは適当でない。

また、米国のストレステストをベースとして、外銀のストレステストを評価するとすれば、一種の域外適用に該当することを懸念している。

Q99: The Board seeks comment on the proposed approach to market-based triggers detailed below, alternative specifications of market-based indicators, and the potential benefits and challenges of introducing additional market-based triggers for remediation levels 2, 3, or 4 of the proposal. In addition, the Board seeks comment on the sufficiency of information content in market-based indicators generally.

株式ベースの指標は、市場環境や投資家の思惑等、個社の信用力や健全性と直接的には関

係ない事象の影響を大きく受け、その波及効果により、負のシクリカリティが生じるおそれがある。客観的な判断材料と看做すことは難しく、早期是正措置のトリガー指標として採用することは不適切である。

また、本邦ではCDSや劣後債市場の流動性が低く、市場環境や需給に大きく左右されるため、Debt-based indicatorsをトリガー対象として採用することは妥当でない。

(その他)

X. D. Level 1 remediation (heightened supervisory review) (P.161) レベル1早期是正措置(監視措置)

以下の点を検討すべきである。

- ・ FRBによる脆弱性判断基準の明確化、手続きプロセスの透明化
- ・ 移行措置・期間の確認・明確化
- ・ 母国におけるストレステストが十分な要件を満たしている場合等の免除
- ・ 適用の検討(自国規制の域外適用であれば、SD登録におけるSubstituted Complianceのような枠組みの検討)

X. D. Level 2 remediation (initial remediation) (P.164) レベル2早期是正措置(初期改善措置)

総資産・RWAの残高増加制限について、四半期中の日々平均額を直前四半期の日々平均額と比較するのではなく、当該四半期末の残高と直前四半期末の残高の平均を直前四半期末の残高と前々四半期末の残高の平均と比較する計算方法とするなど、四半期末の数字を使用した計算方法の採用(レベル3も同様)をすべきである。

その他

II. A. Scope of Application (P.21) 基準となる米資産額

流動性確保を目的としてFRBへの預け金や短期米国債等の保有額を増やすことが考えられるが、その結果として適用される規制内容が変わる事を避けるため、在米資産額については、FRBへの預け金等を控除して計算されるべきである。

なお、米国資産の計算において、いわゆるコールレポート(FFIEC 002)を利用するため、I/O取引はネットして算出するはずであるが、グロスでの計算を想起させるような表現(The company would required to reflect balances and transactions between the U.S. subsidiary or U.S. branch or agency, on one hand, and the foreign bank's head office and other non-U.S. affiliates, on the other)がある。誤解を避けるため、I/O取引についてはネットであることを明記して頂きたい。

252.3 Definitions (P.199) 関係会社(affiliate)

関係会社については、会計とは異なり、BHC法における支配(control)に基づく概念を使用することが提案されている。BHC法の支配の概念では関係会社に該当するものの、重要な影響力を有しておらず、会計上は関係会社に該当しない会社もある。重要な影響力を保有していない会

社まで規制の対象とすべきではなく、会計における関係会社の定義の使用を認めるべきである。

252.3 Definitions (P.199) Foreign Banking Organization

FBOに対して要件充足義務を課している場合(域外適用)、ビジネスモデルをはじめとして各社の状況が異なることから、FBOの意味するものが最上位の純粹持株会社ベースになるのか、米国子会社の直接的な親会社(銀行)ベースになるのか、画一的な運用ではなく、柔軟な対応を認めるべきである。

付表: 確認事項

ルールの最終化に向け、以下の点を明確化頂きたい。

章(I~XI)/頁	項目	確認事項
IHC 設置 P.42	傘下とする子会社	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ FBO 傘下の他社が IHC とともに IHC 傘下子会社株式を保有することは可能であること。 ・出資比率が 25%に満たない会社も IHC 傘下に置くことは可能であること。また可能な場合、それぞれの出資比率に制約はあるか明確化すべきである。
IHC 設置 P.43	IHC の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・Ultimate Holding Company の関与について明確化すべきである (IHC に対し、母国持株会社の直接のガバナンスとするか、小銀行等の傘下での経営管理も可能か)。 ・規制案では IHC への出資者として複数の investor が認められているが、第三者ではない、FBO の子会社も investor に含まれること。 ・複数の IHC の設置に対する米当局の preference を明らかにすべきである。また、IHC に対して FBO が間接出資にとどまるケースが認められること (持株(母国)－証券(母国)－証券 IHC(米国)のようなケースを想定)。 ・支店、エージェンシーを含めた、ガバナンス態勢に対する当局の考え方を明確化すべき (例えば、リスク委員会を IHC 傘下に設置した場合、米国オペレーション全体(含む支店)を監督する権限を持たせ得るか)。
IHC 設置 P.44	FED による規制回避行動に関するモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・規制回避行動と看做されるケースの明確化・例示すべきである ・規制回避行動と看做された場合の罰則を明確化すべきである (支店、エージェンシー組織への規制強化等)
IHC 設置 P.45	設立報告	追加要報告事項が必要となるケースを明確化し、またその報告内容例を示し明確化すべきである
資本規制、レバレッジ比率規制 P.53	リスク資本比率	<ul style="list-style-type: none"> ・(BCBS の国際合意に沿った) 四半期毎の報告であること ・米国でのバーゼルⅢへの移行時期や D-SIB 認定スケジュールを明確化すべきである
資本規制、レバレッジ比率規制 P.57	リスク資本比率	頻度 (四半期毎) や報告のタイミングについても母国ルールに基づくこと
流動性規制 P.74	ストレステスト要件	1ヶ月を超えるストレス状況では、親会社や関連会社からの支援もストレステストの考慮に入れてよいこと

流動性規制 P.85	流動性バッファ 一の構成	適格流動性資産の要件である"米国内での保有(in US)"は、米国支店/IHC の処分権保有であること
流動性規制 P.87	CFP の策定・更新	支店、IHC に対する FBO 米国外拠点からの流動性サポートが CFP として認められること
流動性規制 P.91	取引集中の回避	求められる取引制限(上限)は、IHC および米国支店網を合わせた米国オペレーション全体での設定・遵守を求められているのか、個別に対応する必要があるのか明確化すべきである
大口信用規制 P.108	適格担保の評価方法について	FRB 指定の評価方法を原則とするが、各子会社が現状使用している 評価方法が認められること。
負債資本比率 P.142	負債資本比率	財務会計上の BS の数字かつ四半期毎の報告でよいこと
早期是正措置 P.167	レベル 3 (回復措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・公式書面文書に関する公開性を明らかにすべきである ・給与・賞与支払い禁止に関する「米国事業に関連している経営陣」の定義、本邦派遣行員、本邦親会社上級幹部への影響を明らかにすべきである ・「米国事業経営陣」の定義、および、本邦経営陣も含まれるか否かを明らかにすべき
早期是正措置 P.158 P.171	市場指標 使用されるマーケット指標	(規制案で想定するところの)CDS 計数等の定義を明らかにすべき(複数業者の平均値等)
大口信用規制 P.249	デリバティブ・エクスポージャー (PE) の算出方法について	FRB 指定の評価方法を原則とし、各子会社が現状使用している PE 算出方法が認められること。
負債資本比率 P.268-269	負債資本比率	<p>負債・資本比率を計測する上で勘案する必要がある「適格資産」の定義を明確化すべき。</p> <p>(注) ストレステストにおける「適格資産」の定義条文を参照</p>

以上